

(お知らせメモ)

### 福島第二原子力発電所における不適合処理・保守状況について

2022年11月1日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所

当所における不適合処理・保守状況について、当所ホームページに以下の内容を掲載しましたのでお知らせいたします。

- 福島第二原子力発電所 1, 2 号炉廃棄物処理建屋における放射化学分析室内の局所排気装置定期自主検査未実施での使用に関する是正結果の報告について

以 上

**【本件に関するお問い合わせ】**  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111 (代表)

2022年11月1日

## 福島第二原子力発電所 1,2号炉廃棄物処理建屋における放射化学分析室内の局所排気装置定期自主検査未実施での使用に関する是正結果の報告について

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第二原子力発電所

当社は、2022年10月13日、福島第二原子力発電所 1,2号炉廃棄物処理建屋<sup>\*1</sup>の放射化学分析室内に設置している局所排気装置（以下、当該装置）を、労働安全衛生法第四十五条<sup>\*2</sup>と有機溶剤中毒予防規則第二十条第二項<sup>\*3</sup>に基づき求められている定期自主検査<sup>\*4</sup>を実施せずに使用したことを確認しました。

本件について、10月14日、富岡労働基準監督署へ報告し、労働安全衛生法第四十五条および有機溶剤中毒防止規則第二十条第二項違反として、是正勧告書を受領しました。（2022年10月14日お知らせ済み）

当社は、富岡労働基準監督署からは是正勧告にて指導され未実施であった当該装置の定期自主検査を10月25日に終了し、本日、富岡労働基準監督署へ報告しました。

当社は、再発防止に努めるとともに、引き続き安全確保を最優先にプラントの安定維持に取り組んでまいります。

以 上

### ○添付資料

福島第二原子力発電所 現場概略図

#### \*1 廃棄物処理建屋

原子力発電所内で発生した液体および固体廃棄物等を処理する建屋。

#### \*2 労働安全衛生法 第四十五条

事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

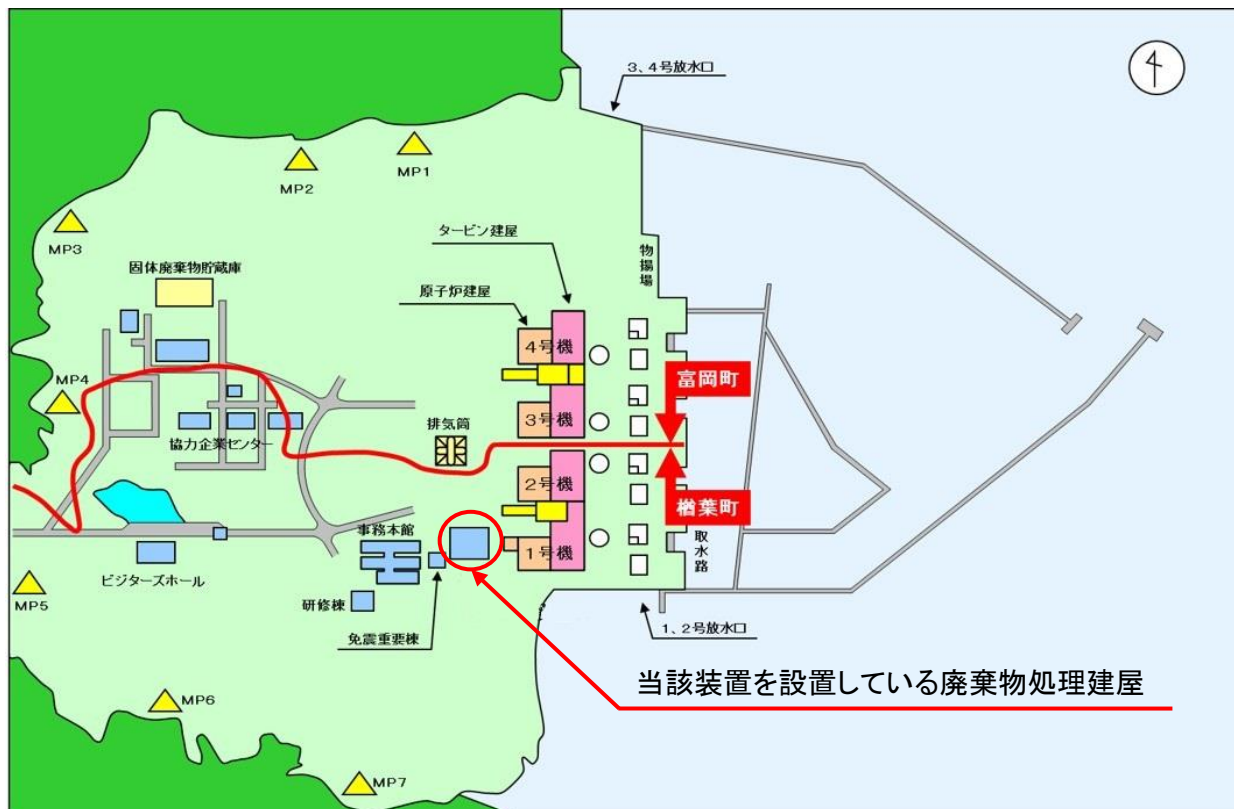
#### \*3 有機溶剤中毒予防規則 第二十条 第二項

事業者は、前項の局所排気装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

#### \*4 定期自主検査

前回自主検査から1年以内に自主検査を実施すること（前回検査：2021年9月9日）。

福島第二原子力発電所 現場概略図



2022年10月25日に定期自主検査を終了した当該装置